

## 障がい者用スペースの利用条件の変更について

当センター駐車場の障がい者用スペースを利用する場合の条件として、これまでは公的に証明できる「障害者手帳」や「受給者証」等の交付を受けられた方に限定していましたが、令和5年5月8日（月）以降はこの条件を以下のとおり変更します。

- 1 「障害者手帳」・「受給者証」などの交付を受けていなくても、身体に障がいがある方や妊娠されている方等も利用できることとします。

障がい者用スペースに駐車された場合は、事務室窓口にお申し出ください。その際、可能な限り障がいがあること等を証明できるものをご提示ください。

- 2 「障害者手帳」・「受給者証」等の交付を受けていない方が障がい者用スペースを利用された場合は、利用料金（1回1台につき300円）をお支払いいただきます。

※以下の「障害者手帳」あるいは「受給者証」が交付されている方は利用料金が減免となります。

- ・身体障害者手帳
- ・戦傷病者手帳
- ・被爆者健康手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・愛護手帳（これに類する療育手帳を含む）
- ・医療受給者証
- ・障害福祉サービス受給者証（特殊疾病者に係るものに限る）
- ・地域相談支援受給者証（特殊疾病者に係るものに限る）
- ・移動支援・地域活動支援受給者証（特殊疾病者に係るものに限る）